

令和7年度第3回生駒市都市計画審議会 会議録

1. 会議の年月日、開催時刻及び場所

会議の年月日 令和8年2月16日（月）
開催時刻 午前10時00分から午前11時30分
場所 生駒市役所 4階 大会議室

2. 委員の出欠

(1) 出席者

（委員） 片山副会長・伊木委員・中嶋委員・嘉名委員・佐藤委員・諏訪委員・
田中委員・松中委員・中西（達也）委員・中井委員・森岡委員
（事務局） 有山都市整備部次長・荻巣都市づくり推進課長・
吉田都市づくり推進課主幹・岩川都市づくり推進課主任

(2) 欠席者

増田会長・井原委員・中西（輝彦）委員・上武委員

3. 会議の成立

上記2－（1）により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。（生駒市都市計画審議会条例第6条第2項）

上記2－（2）のとおり、会長が不在のため、副会長がその職務を代理する。（生駒市都市計画審議会条例第5条第5項）

4. 会議の公開・非公開の別 公開

5. 傍聴者数 1名

6. 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 説明用資料1 第1号案件 生産緑地地区の変更について（生駒市決定）
- (4) 説明用資料2-1～2-6 第2号案件 生駒市立地適正化計画の答申案について
- (5) 説明用資料3-1～3-2 第3号案件 生駒市景観計画の改定について（意見聴取）

7. 次第

1. 開会
2. 案件
 - 第1号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
 - 第2号案件 生駒市立地適正化計画の答申案について
 - 第3号案件 生駒市景観計画の改定について（意見聴取）
3. 閉会

8. 審議結果等

第1号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問・生駒市決定）

○ 案件の説明

[説明用資料1に基づき説明]

事務局) 今回の変更内容は、生産緑地地区の指定を削除するものが3件である。
このことで、生産緑地地区の面積は3,065平方メートル減少して約35.29ヘクタールとなり、地区数は2地区減少して227地区となる。
縦覧の結果、意見書の提出はなかった。

○ 質疑及び意見

委員) 177地区が一部の指定を削除となっているが、何か事情があるのか。

事務局) 177地区は複数の筆で一つの地区となっている。そのため、買取申出を行った所有者とは別の所有者の生産緑地が継続される。

委員) 177地区の全部ではなく、地区のうちの一筆について買取申出があったと理解した。

委員) 補足する。生産緑地は、生駒市では500㎡の指定要件があるため、1つの農地だけで指定するのではなく、近くにある農地をまとめて地区として指定している。

生産緑地というのは都市計画の地域地区の一種であり、市街化区域内の農地を保全する制度である。平成4年のバブル期にできた制度であり、30年は宅地として利用できないが、営農することで税制優遇がある。令和4年に30年迎え、大半は特定生産緑地という新しい制度に移行したが、故障などによる指定削除が毎年ある状態かと思う。

また、今後も特定生産緑地の指定は、都市計画審議会で意見聴取を受けるとい形になろうかと思う。都市緑地を保全していく意味では非常に重要な制度のため、しっかり管理運営されたい。

○ 結果

- ・第1号案件は原案のとおり可決する。

第2号案件 生駒市立地適正化計画の答申案について

副会長) 令和6年7月に諮問を受け、策定検討部会を設置してから約1年半にわたり、部会において調査・検討を進めていただいた。この度、パブリックコメントも終え、答申案を取りまとめていただいたため、その内容について報告いただきたい。

生駒市立地適正化計画策定検討部会（以下「部会」）の副部会長から報告をお願いしたい。

○ 案件の説明

[説明用資料2-1から2-5に基づき説明]

委員) 部会は、令和6年7月から7回開催し、直近では2月2日に開催した。その間、都市計画審議会でも2回報告をしており、今回は3回目となる。

2月の部会で、市が実施したパブリックコメントに対する都市計画審議会の考え方について、事務局の回答案を部会として確認し、修正を行った。

今回の案を、都市計画審議会の答申案として報告したい。詳細は事務局から説明する。

事務局) パブリックコメントの結果（資料2-1）について、令和7年12月18日（木）～令和8年1月19日（月）までの33日間募集し、意見提出者は5名、意見の件数は25件であった。

意見の概要とそれに対する都市計画審議会の考え方の案（資料2-2）について、パブリックコメントの25件の意見と、パブリックコメントと並行して進めていた奈良県への協議、照会による意見3件を記載した。計画の内容に関わる意見のうち、主だったものを説明する。立地適正化計画案（資料2-3）も適宜確認されたい。

意見番号2は、第2章の現状分析・課題整理について「現況・課題・以降の施策との関係が文章上分かりにくい」との意見であった。意見番号21でも、「第2章の内容を整理すべき」との意見があったため、第2章の一部を資料編として、計画の末尾に掲載した。

意見番号5は、第2章（9ページ）の都市構造上の課題について、「ページ右側の『ライフステージや価値観に応じた暮らし』の3つ目の項目、以前『職住近接やテレワークなどの新たな働き方の実現や学術研究・産業機

能などの都市機能の誘導が必要』とあるが、働き方そのものを誘導するというよりは、それに対応可能な都市機能の在り方を整理する方が分かりやすい」との意見があった。そのため、居住誘導区域での新たな働き方の実現に対応できる機能と、学術研究・産業機能などの都市機能の2つに分けて整理した。

意見番号7は、第2章(9ページ)について、「右側の都市構造上の課題について、ページ左側の『都市の現況と課題』との整理が一致しておらず、どの基準で本表の課題が抽出されているのか分かりにくい」との意見があった。そのため、右側と左側の関係がわかるように対応番号を追記した。

意見番号12は、第6章の誘導施策(79ページ)について、「居住誘導に係る施策について、規制強化の視点が位置付けられておらず、用途地域見直し等において、緩和方向の判断が事実上前提となり、住環境の質を維持するための抑制的な判断が行いにくくなるのでは」との意見があった。この意見に対しては、特段の内容変更はせず、本市の都市計画において「規制」と「緩和」の両方が重要である考え方を説明することとした。

意見番号15は、立地適正化計画の策定期間について、「次回の都市計画マスタープラン改定時に立地適正化計画を策定とすることで、市民意向調査に十分な時間とコストを充てることができ、他計画との整合も図りやすくなると考えられるため、同時策定を基本とした進め方が望ましい」との意見があった。本市では、コンパクトプラスネットワークの考え方を踏まえ、圏域別都市づくりの方針を示した「都市計画マスタープラン」を令和3年6月に策定したが、同時期の都市再生特別措置法の改正により、防災指針の策定が義務付けられるとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を推進することとなったことから、立地適正化計画を策定する運びとなった。本計画は概ね5年ごとに見直しを進めるものとし、次の都市計画マスタープラン改定時には、両計画の一体化を検討する。

意見番号16は、策定過程において、「多様な周知・対話の機会を設けた上で意見募集を行うことが、計画の円滑な運用および住民参加の実質化に繋がるのではないか」との意見があった。本計画は、市の重要な計画である「都市計画マスタープラン」の一部であることから、市民意見を募集する方法の一つとして、パブリックコメント手続を実施した。計画策定後

も、様々な機会を通じて周知・対話を行いながら、施策を実施していく。

意見番号17から20までは、立地適正化計画に対する意見ではないことから、担当課と情報共有し、ご意見として承ることとした。

その他、事務局において誤字や脱字、表現等修正した。

また、パブリックコメントと並行して奈良県にも協議、照会をし、意見があったため報告する。

意見番号1は、第4章(23ページ)等について、「急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域についての記載がない」との指摘があった。これらは、法令で記載が定められているため追記した。また、表の左に記載の各ページに用語を追加、誘導区域図への反映をした。

意見番号2は、第6章(73ページ)の誘導施設の設定について、「大学の項目で★と■が記載されている。■維持に『区域内に立地があり、』とあるが、★誘導には、元の案では『区域内に立地がなく』とあり、矛盾するのではないか」との意見があった。そのため、★【誘導】の「区域内に立地がなく」の文言を削除した。

意見番号3は、第7章(92ページ)について、「防災指針の定義を追記してはどうか」との意見があったことから、防災指針の定義を記載した。

本計画の概要版(資料2-4)では、計画の基本的な考え方や主要な施策の方向性を分かりやすく整理した。

届け出の手引き(資料2-5)は、前回審議会の「本編だけでは届け出の対象や具体的な手続きが分かりにくい」との意見も踏まえ作成した。市民や事業者などに、届出の内容や手続きの流れをより正確かつ円滑に理解してもらえるよう、概要や対象行為を簡潔に整理し、分かりやすくまとめた。

○ 質疑及び意見

委員)

立地適正化計画は、コンパクトプラスネットワークが大きなコンセプト、方向性として定義されている。都市計画によるコンパクト化と公共交

通ネットワークの維持・拡充の両者が連携して、コンパクトプラスネットワークに向かって進んでいけるように、部会の中では交通の観点から意見を述べた。そのため、この計画はそういった方向性を目指すものとなっていると思う。

委員) 都市計画マスタープラン策定の段階で、立地適正化計画に繋がるようなコンパクトプラスネットワークを意識しながら検討してきた。

従来の計画的に開発された市街地は維持していくと、方針で確認をしていったことが大きいと思う。計画自体で市街地が大きく変わるものでもなく、誘導や届出といったソフト施策が中心になる。それらの運用状況を見極めながら、パブリックコメントにもあるように都市計画マスタープランに反映していくサイクルができるといい。

委員) 都市のコンパクト化は非常に大事だと思っている。

都市計画マスタープランと合わせて、少子化の中で維持できるまちづくりを考えていくことが非常に必要だと勉強させてもらった。

委員) 丁寧にまとめられており、非常に読みごたえのある印象を持った。

今後修正が必要ということではなく、立地適正化計画を説明する上で重要と思うのが、パブリックコメントにもあった防災指針と居住誘導、都市機能誘導の重なりが市民に理解されにくいのではと思う。概要版等で丁寧に説明されたい。

委員) 全7回の部会でも委員から多く指摘を受け、非常に良い計画になったと思っている。また、今回パブリックコメントでも市民から多くの有益な意見をいただき、市民にとってよりわかりやすく修正できたと思う。

立地適正化計画は、都市機能誘導区域、居住誘導区域のように、大きな考え方で「誘導」という言葉がついていることが大きな特徴である。

都市計画の実現手法には、「規制」、「事業」、「誘導」の3つがある。「規制」はルールで白黒はっきりさせるもので、「事業」は予算をかけて道路などを整備していくものである。3つ目の「誘導」について、強制力は微妙であり、市民が利用するような施設は駅の近くにあった方がいいなど、弱々しい表現になっている。これは、やはり財産権の自由があるため強制力は担保しづらいためである。

この制度の中で、居住誘導区域外での住宅開発や都市機能誘導区域外で

の誘導施設ができる場合に届出をしてもらう運用になる。届出のため、制度としてはそれで終わってしまうが、本来は誘導区域外ではなく誘導区域内に立地することをお願いしていくことになると思う。運用が始まってからが非常に大事であるため、しっかりお願いしたい。また、交通ネットワークの維持などに対してどんな施策を行うか、従来の用途地域等をどのように見直していけばいいか、企業に対して施設立地のインセンティブなどをどう付与していくかなど、これからの施策の検討に非常に重要な意味があるため、しっかりやっていただきたい。

委員) よくまとめられていると思う。

届出についてだが、届出の手引きにQRコードとあるが、届出の対象となるかはここから確認できるのか。

事務局) QRコードはから市ホームページの都市計画情報の地図上で確認できるようにする予定である。

最近、事業者も窓口に来ることが減り、都市計画情報で確認することが増えているため、都市計画情報に掲載する方が事業者のニーズに合っている。

委員) 住所で検索はできるか。

事務局) 検索可能である。

委員) 届出の対象となるかを誘導区域の内外で示すというのは、わかりにくいと思う。届出対象かどうか色分けするなどは検討されたのか。

事務局) 誘導区域外に対して届出を求めるという制度が、普段あまり見ないパターンであるため不安を感じておられると推察する。

ただ、都市計画情報では用途地域や高度地区なども表示しており、同じように誘導区域を表示する方がわかりやすいと思う。届出の必要があるかの判断は、この届出の手引きを見てもらうこととしている。

赤字で文字サイズを大きくするなどの工夫はしているが、この手引きと必要に応じて窓口や電話等で対応していきたい。

事務局) この届出は、住宅を建築する場合に3戸以上が対象になっており、個人が建て替えや新築するときには対象外となることが多いと思う。

事業者等が行う開発等が主に対象となるため、そのあたりも踏まえてわかりやすい周知の仕方に努めたい。

委員) この立地適正化計画には他の計画との関連性は書いているが、パブリックコメントの意見を読んでも、恐らく理解がちゃんとされていないと思われる意見もある。

都市計画マスタープラン等で検討するとの回答は、それでいいと思う。次の都市計画マスタープラン等を検討する際に反映したことは、パブリックコメントで意見した市民に何らかの方法で伝え、意見してよかったと思われるのではないかと思う。

事務局) パブリックコメントには、5人から意見を出していただき、その中で非常に多くの意見をくださった方もいる。少し電話で話もでき、これからの都市計画をどうしていくのか、まちの未来のことをとても真摯に考えておられた。我々としても、市民さんにこの計画を読んでいただけることは非常に嬉しい。これらの意見をどう反映させたかなどは、今後の周知や対話の機会伝えていきたい。

○ 結果

・原案のとおり、都市計画審議会としての答申とする。

○ 案件の説明

副会長) 答申書の作成について、部会で議論いただいたと聞いている。
副副会長から報告をお願いします。

[説明用資料2-6に基づき説明]

委員) 答申では、都市計画マスタープランとの整合等の主要な項目について記載しているが、答申書に付議すべき事項として5点を部会でまとめた。

1点目は、パブリックコメントでも意見があるように市民への情報発信を注視してもらいたいということである。

2点目は、防災指針も周知し、市民が居住エリアの災害リスクをしっかりと周知されたいということである。市民の安全を守るという観点を重視されたい。

3点目は、都市機能誘導区域内外に立地する施設の誘導や居住誘導区域外への住宅の立地などを福祉・医療部局なども情報を把握しておくというように、連携することで制度の運用の実効性が高められたいということである。

4つ目は、まちづくりをしていく上でステークホルダーが非常に広がっ

ており、例えば福祉医療関係者とまちづくり部局が直接コミュニケーションを図ったり、交通との関係も非常に重要であるため一緒に考えていくことも考えられたいということである。

5つ目は、バス路線などの定期的な見直しや、あって欲しくないが激甚災害が起きるということも想定され、学研高山地区のまちづくりが進んでいくということもあるため、立地適正化計画策定も適宜アップデートされたいということである。

○ 質疑及び意見

・無し

○ 結果

・原案のとおり意見を付記し、審議会の答申書とする。

第3号案件 生駒市景観計画の改定について(意見聴取)

○ 案件の説明

[説明用資料3-1から3-2に基づき説明]

事務局) 説明用資料3-1について説明する。

前回報告にもあるが、宝山寺参道周辺における景観まちづくりを進めており、まちなみ環境整備事業の実施とともに、景観形成地区への指定を行う景観計画の改定を並行して進めている。景観計画の改定は、景観法の規定で都市計画審議会での意見聴取が規定されている。

生駒市は市内全域を景観計画区域に指定し、その区域を3つに分けている。また、一定基準に従って良好な景観の形成に取り組む地区を「景観形成地区」として2地区指定している。

今回は「宝山寺参道沿道地区」として、景観形成地区に追加指定するものである。

景観形成地区に指定する区域について、これまでの街並みに関する調査や、ワークショップ、地域の特性により指定する。また、地区内で3つに区域に分けている。

1つ目の「宝山寺門前参道区域」は、店舗や旅館が立ち並ぶ、商業中心の区域である。

2つ目の「仲之町参道区域」は、現状住宅中心の区域である。

3つ目の「駅前参道区域」は、店舗と共同住宅等が混在している。

また、前回の都計審では、イコマサウスモール周辺の「生駒駅南口地区」についても説明したが、現在、建物所有者等と継続的に協議を進めており、今年度中の景観形成地区への指定は見送ることとした。

各区域の景観形成基準について、資料3-2の案も同時に確認いただきたい。

宝山寺門前参道区域は、景観形成基準を現行の市街地景観区域の景観形成基準に基づき、同様の基準を設定している部分もある。資料3-1では、今回新たに設定した基準を抜粋して掲載した。本区域では、参道から市街地への眺望が特徴であるため、参道からの眺望に配慮し、高さはできる限り低層とすることとした。

建築物の形態及び意匠について、地元の方々の意見交換した結果と、すでに軒先の迎え入れる雰囲気大切にされていることから、「店舗の軒先には、人が気軽に立ち寄れる空間を設けるなど、まちのにぎわいの演出に努めること」という基準を設定した。

広告物について、「建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること」とし、その色彩を制限する。

将来の街並みのイメージ図のように、設定した基準に基づき、景観づくりを進めることで、街並みの形成を目指す。

仲之町参道区域は、ほとんどが住宅であり参道沿いの空が開けた現状を維持できるよう、前面道路の幅と建築物の高さの比、すなわち「D/H」による基準を設定した。

建物の高さを低層にすることで、圧迫感を軽減するとともに、参道の中央であるため、参道から生駒山への眺望と、市街地を見下ろした時の眺望を保全する。

形態及び意匠について、塀や建物の外壁の連なりがこの区域の魅力のひ

とつであるため、「参道際から壁面を後退する時は、良好な周辺の景観と調和した塀、垣又は柵を設ける」という基準を設定した。

色彩について、資料3-2の17ページ以降に添付した現行の市街地景観区域の基準のとおり、住居系の落ち着いた色彩の基準とした。

駅前参道区域は、駅前から生駒山への眺望がひとつの特徴のため、「生駒駅南側歩行者デッキから見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること」という基準を設定した。

また、参道の入口であることを意識し、「生駒市の歴史的な玄関口にふさわしい形態及び意匠とすること」とした。

建物の配置、規模、及び高さについては、「参道への圧迫感を与えないように配慮した高さとすること」とした。

形態及び意匠においては、駅前のにぎわい創出という観点から、「参道に面する店舗は、参道とのつながりを意識したデザインとし、まちのにぎわいの演出に努めること」とした。

色彩については、宝山寺門前参道区域と同じ、商業系とした。

これからのスケジュールは、景観計画の改定について、本日の都市計画審議会後、2月24日の景観審議会にて諮問し、答申後、3月末には改定の予定である。

○ 質疑及び意見

委員) キーワードに、それぞれの区域で「賑わい」という言葉が出てきているが、恐らく賑わいは区域によって異なると思う。そのため、あえてどのような賑わいかを説明せず、区域ごとに表現しているとの認識でよいか。

事務局) 景観計画の改定に向けて、宝山寺参道周辺エリアに入って今年で3年目であり、住民との対話を行っている。

宝山寺山道沿道地区を三つに分けているが、一番対話を重ねてきたのが宝山寺門前参道区域である。この区域では、自治会に加えて旅館組合や宝山寺とも対話を続けている。我々は、元々は景観の観点から接触していったが、空き家や空き旅館の存在が地域の寂しさに影響しているとの意見が

住民からいくつも挙がった。若い人ができるだけ入ってきてほしいとの声も多く聞いた。かつての賑わいを知っている住民も多くおり、その頃を懐かしみ、あの頃のような雰囲気を取り戻したいというような声もあった。これらが、基準に「賑わい」という表現を入れることになった背景にある。

駅前参道区域でも、現在は商店と住宅が混在しているが、かつての参道としての賑わいを思い出して、元気で魅力ある地域になってもらえればという声を聴いた。景観が、その賑わいを取り戻すきっかけになればという思いもあったため、基準の中に「賑わい」という表現を入れて、各区域での説明会でご理解いただいた。

委員) それぞれの区域によって「賑わい」の中身が異なっており、例えば事業者がここで何かを建てたいという際に、どこまで演出できるかが難しいと思う。事業者の立場からするとどうなのかを伺いたい。

住民の想いを大切にするため基準に反映させたことは分かったが、事業者に対してどのように説明をするのか。

事務局) 資料3-1の将来の街並みのイメージのように、宝山寺門前参道区域(8ページ)では店舗の軒先に人が気軽に立ち寄れる空間を設けるなどでまちの賑わいの演出に努めるとしており、駅前参道区域(18ページ)では参道に面する店舗は参道との繋がりを意識したデザインとしてまちの賑わいの演出に努めるとしている。

このイメージが建て替えや改修の際に助けになればと考えている。

委員) これから基準を詳細に詰めていく段階かとは思いますが、事業者にわかりやすい提示は必要と感じた。

事務局) 景観審議会の委員とも「賑わい」について話があり、駅前周辺で店をする際は、参道側をガラス張りにするなどの基準を設け、外から店内の様子が見える作りにすることが賑わいに繋がるのではないかと考えた。

しかし、事業者によっては少し閉鎖的な空間を演出することもあり、外から店内の様子が見えることが必ずしも参道にふさわしいと言えないと考え、具体的な基準を設定するのではなく「賑わい」という表現にした。

今後も、事業者にヒアリング等を行い、例えば、少し閉鎖的にしたい場合は店先にベンチを配置するなど賑わいへの工夫をしてもらうなどで対応していきたい。

- 委員) よく理解できた。
- 景観アドバイザーで、この「賑わい」について議論できる場があるという意味で、この表現としたと理解した。
- 委員) 景観計画の改定で景観形成の方向性を定めたとのことだが、内容はこれでいいと思う。
- 宝山寺の参道周辺は、歴史的な街並みが続いたと言った方がいいかもしれないが、沿道の土地利用と高低差があることで特徴的な景観がある。その良さをどう活かしていくかであるが、全てを保存していくことは難しい状況になっていると思う。特徴をうまく次世代に繋げていくことが重要と思う。
- 今回、都市計画の観点から意見すると、かねてより生駒市の課題であるが、かつての生業との関係もあり商業地域に指定され、400%の容積が定められている。高度地区もあり、周辺が住宅地でもあるにも関わらず結構な規模の建築ができる。また、建築用途についてもかなり自由度が高い。
- 参道という歴史的な経緯からすれば理解はできるが、一方で建て替えが進み、大規模なマンションが参道沿いに建ってしまうということが現実に起き始めている。そういう問題意識の中で、土地利用はある程度自由度を確保しながら、景観として一体性を確保していく必要がある中で、今回の景観計画の改定に至っていると思う。
- ただ、このまま商業地域でいいのか、400%の容積率でいいのかなど、住民とも考えて議論していくことが必要と思う。商業地域は第1種住居地域が隣接しているが、すぐ傍に第1種低層住居専用地域があり、住宅地から規模の大きい建築物が見えるということが起こり得る。ここは都市計画としても、今後検討されたい。
- 事務局) 参道中央の仲之町について、住宅に変遷してきたという経緯もあることから用途地域を住居系に変更するという検討を事務局で行った。現地も調査し、商業地域としての建蔽率・容積率で既にマンションが複数建っているという状況等も含め、今回は用途地域の変更まで踏み入れなかった。
- 今後は、この景観計画を基に、都市計画のあり方についても継続して検討していきたい。
- 委員) 街並み環境整備事業を令和5年から検討されているが、今回の景観計画

の改定はどう影響するのか。街並み環境整備事業の内容は変わっていくのか。

事務局) 街並み環境整備事業は、事業計画を別に作成中である。ただ、景観の基準についてはこの景観計画の改定と同じ基準となる。これを基に行政として道路の美装化や案内サインの設置などについて来年度以降に設計を行い、整備に向けて進めていく予定である。

また、街なみ環境整備事業計画の策定により、住民へ街並みにあった改修や建て替えにおける補助金を来年度から活用していく予定である。補助金要綱を別に定め、参道の景観をより良くしていくものに対し、条件が合えば補助していくことを考えている。

委員) 駅前参道地区の将来の街並みのイメージ(資料3-1 18ページ)について、店舗の前が石畳のようだが、どのように考えているか。

事務局) 駅前参道地区の道路については、今後の整備を検討している。参道の入口が参道らしくないという意見もある。車の往来もあり、沿道にマンションが建っているなど、様々な点で調整を要するが、道路や街灯の整備等は行っていきたい。

委員) 景観計画と街並み環境整備計画の両方で進めていくとのことであり、その連携がわかるように示されたい。

○ 結果

・ 審議会としての意見は無し。

9. 閉会

事務局) 次年度8月頃に委員改選を予定している。次回審議会は、改選後の委員構成での開催となる見込みである。日程調整等、改めて連絡する。

副会長) これをもって、審議회를終了する。